

守山市こどもの居場所検討業務仕様書

1 業務名

守山市こどもの居場所検討業務

2 委託期間

令和7年契約締結日から令和8年3月20日まで

3 目的

守山市こどもの居場所づくりとは、就労等にかかわらずすべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行う場の提供を目的とし、学校施設を活用した放課後の居場所を設置することである。

本市では、放課後児童健全育成事業を実施する中、特にさらなる保育ニーズの高まりを見込む守山市立玉津小学校および中洲小学校にて、その対応として、学校施設を活用した新たな放課後の居場所の設置・運営について、検討を行う。

令和7年度においては、2校を対象に課題の把握および課題解決策の提案、提案内容を精査したうえで環境面、運営面、管理面などを具体化した運営計画書の作成、および運営事業所の募集にむけた仕様書作成への助言等について、業務の実績、高い専門性と豊富なノウハウを有する事業者へ業務委託を行う。

4 業務内容

各業務については、市との綿密な打ち合わせを実施し、検討を行うものとする。

(1) 学校等関係機関へのヒアリング支援

居場所の検討に必要な情報のヒアリングにおける項目作成時の助言およびヒアリング実施時における質疑に対して応答し、懸念・不安点の解消を図る。

ヒアリング結果を踏まえた課題の分析を行い、本市における居場所の骨子作成時等に活用する。また、課題を踏まえ、専門的な見地を活かした改善策を検討し、提案する。

(2) 居場所の骨子（案）作成

上記のヒアリング結果および本市の現状を踏まえ、対象校での放課後の居場所づくりを行う上での考え方などをまとめた骨子を作成し、提案する。

骨子の内容としては、実施に向けての活動場所や活動時間、人員配置基準等の方向性、保育の利用有無等に応じた利用区分の整理、就労要件の有無などの対象児童要件の検討など居場所を運営するにあたり、基礎となる事項を検討のうえ、骨子を作成し、市に提案する。

また、骨子を基に、市が各対象校における方針を決定するにあたり必要な助言を行う。

(3) 活動空間に関する設計

各対象校で多様な活動を展開し、児童が安全・安心に過ごせる空間づくりができるよう、導線設定や環境整備等を設計する。

また、設備等において改修が必要な場合は、その改善策も上記設計に含めること。

(4) 管理運営に関する設計

活動空間と合わせて、管理運営上必要となる業務の抽出とその在り方等について設計する。

また、運営に関して必要となる事業費の積算も上記設計に含めること。

(5) 運営計画書の作成

上記の活動空間や管理運営に関する設計のとりまとめを行い、対象校単位で運営計画書を作成する。

(6) 運営事業者の募集に向けた仕様書の作成支援

上記の運営計画書を踏まえ、放課後の居場所の運営事業者を公募するにあたり、市が運営事業者向け仕様書を作成するに際し支援・助言を行う。

5 業務スケジュール（案）

本業務のスケジュール案は以下を想定している。必要に応じて提案すること。

なお、現時点では、令和9年4月からこどもの居場所の運営を予定している。

時期	内容
契約から7月	ヒアリング支援、骨子作成決定
8月	骨子決定、方針の決定
9月から10月	活動空間・管理運営に関する設計
11月から令和8年1月	運営計画書の作成
2月から3月	仕様書作成支援

6 成果物

本業務における成果物は次のとおりとする。

- (1) ヒアリング結果および改善策の提案書
- (2) 骨子提案書
- (3) 活動空間、管理運営設計書
- (4) 運営計画書
- (5) 運営事業者向け仕様書（市が作成）

7 その他

- (1) 本業務において疑義がある場合、必要に応じ本市と協議すること。
- (2) 本業務の目的を十分に理解し、児童の健全な育成や安全確保を図ること。
- (3) 本業務の遂行については、当課の作業に支障をきたすことのないよう、人員体制等万全の業務体制を整えること。
- (4) 引き渡された成果物が契約内容に適合しないときは、受注者は本市の指示に従い必要な措置を受注者の負担において行うこと。
- (5) 本市より貸与する資料は、受注者は破損・損失のないよう適正に管理するものとし、業務終了後にはすみやかに返却し、返却時には本市の確認を受けること。